

平成31年度事業広域型特別養護老人ホーム整備事業者公募質問に対する回答

平成30年8月22日受付分

	質問	回答
1	<p><b>【用地を借り受ける場合】</b>                      契約書（確約書等）の写しについて、雛形はあるのか。</p>	<p>特に雛形等はありません。</p>
2	<p><b>【図面の変更】</b>                      提出後、軽微な図面変更（居室配置等）は可能か。どの程度までなら変更は可能なのか。</p>	<p>応募書類受付期間中に提出された図面については、提出後の変更は認めません。                      募集要項にもあるように、関係法令を理解していただき、十分検討した上で応募してください。</p>
3	<p><b>【指定について】</b>                      現在、特養80床（多床室）であり、30床増床に応募した際、計110床となるが、そのうち40床をユニット型個室とすることは可能か。                      また、可能であるならば従来型とユニット型とは別指定が必要となるのか。</p>	<p>建て替えに伴う30床の増床ということであれば、110床のうち40床をユニット型個室にすることは可能です。                      また、従来型とユニット型の事業所指定は別となります。                      ユニット型個室40床については、新規指定扱いとし、従来型70床については10床分の減床となり、指定の変更として扱います。</p>